

議案第7号 野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定 防犯推進員を非常勤特別職とし、その報酬及び費用弁償の額を定める

議案第8号 野田市手数料条例の一部を改正する条例の制定 租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務について、平成19年4月1日に知事から権限が移譲されることに伴い、事務処理に係る手数料の額を定める

議案第9号 野田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 近年の保険給付費の急増に伴い、国民健康保険事業運営の対応として平成19年度における税率等の改定

議案第10号 野田市心身障害者福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定

野田市心身障害者福祉作業所を障害者自立支援法の多機能型による就労継続支援及び生活介護を行う施設に移行することにより、看護職員の配置による健康管理の向上など障害者の福祉の向上を図る

議案第11号 野田市重度心身障害者医療費助成金支給条例及び野田市精神障害者医療費助成金支給条例の一部を改正する条例の制定

障害者自立支援法の施行に伴い、

新たに精神障害者に係る医療費を助成対象に追加し、所得による支給制限及び助成金の申請期限を設けるとともに、併せて用字用語等を整備

議案第12号 野田市立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定 野田市立古布内保育所の管理を指定管理者に行わせるため改正

議案第13号 野田市関宿あおぞら広場の設置及び管理に関する条例の制定 レクリエーション活動の場として、野田市関宿あおぞら広場を設置

議案第14号 関宿都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定 関宿地域の関宿小学校ほかの市街化調整区域における処理区域について、新たに関宿第2負担区として設定し、単位負担金額を定める

議案第15号 野田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定 入居者の退去に伴い、老朽化した清水出井ノ下団地及び谷津埒団地の用途を廃止

議案第16号 梅郷駅東西連絡自由通路新設工事の実施に関する協定の一部を変更する協定の締結 梅郷駅東西連絡自由通路新設工事の実施に関する協定について、全体事業費の変更により協定金額を減

### 額変更

議案第17号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議 千葉県後期高齢者医療広域連合の加入及び北総西部衛生組合の脱退並びに地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、千葉県市町村総合事務組合規約の一部改正について、地方自治法の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、議会の議決を求める

議案第18号 北千葉広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議 地方自治法の一部を改正する法律が平成19年4月1日から施行されることに伴い、現行の吏員制度等が平成19年3月31日をもって廃止されることから、

議案第19号 野田市郷土博物館及び野田市市民会館の指定管理者の指定 野田市郷土博物館及び野田市市民会館の指定管理者として、特定非営利活動法人野田文化広場を指定

議案第20号 平成19年度野田市一般会計予算

議案第21号 平成19年度野田市民健康保険特別会計予算

議案第22号 平成19年度野田市下水道事業特別会計予算

議案第23号 平成19年度野田市老人保健特別会計予算

議案第24号 平成19年度野田市用地取得特別会計予算

議案第25号 平成19年度野田市介護保険特別会計予算

議案第26号 平成19年度野田市次木親野井特定土地区画整理事業特別会計予算

議案第27号 平成19年度野田市水道事業会計予算

議案第28号 平成18年度野田市一般会計補正予算(第3号)

議案第29号 平成18年度野田市民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議案第30号 平成18年度野田市下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議案第31号 平成18年度野田市介護保険特別会計補正予算(第3号)

議案第32号 平成18年度野田市次木親野井特定土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)

議案第33号 平成18年度野田市水道事業会計補正予算(第1号)

## パブリックコメント<sup>手続</sup>試行導入

### 計画や条例の策定に

### 皆さんのご意見を募集

市では、「パブリックコメント手続制度」を、4月1日から試行的に導入します。同制度は、市の基本的な計画や条例などを策定するときに、事前に案を公表して、皆さんから意見を募集し、寄せられ

た意見を考慮して最終案を決定するとともに、いただいた意見への市の考え方を公表する一連の手続きのことをいいます。

◆意見募集はホームページにも意見の募集は市報でお知らせす

るほか、募集する計画や条例などの案を、市役所と一部のホール行政資料コーナーや、担当課、市ホームページで閲覧できます。意見を提出できるのは、市内に在住、在勤、在学する方や、案に対して利害関係のある方です。また、意見は、書面やファクス、電子メールで、担当課に提出してください。

【問合せ】行政管理課